

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="241 204 949 236">業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="779 252 1115 284">平成27年3月18日制定</p> <p data-bbox="1021 300 1097 331">（中略）</p> <p data-bbox="757 347 1115 379">2025年 3月28日改正</p> <p data-bbox="757 395 1115 427"><u>2026年 3月31日改正</u></p> <p data-bbox="107 544 210 576">（目次）</p> <ol data-bbox="181 592 1010 671" style="list-style-type: none"> 1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） <ol data-bbox="219 687 398 719" style="list-style-type: none"> （1）約款本文 <ol data-bbox="257 735 882 1150" style="list-style-type: none"> 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第22条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol data-bbox="286 975 882 1102" style="list-style-type: none"> 第1節 定義（第23条） 第2節 成果の取扱（第24条－第27条） 第3節 知的財産権（第28条－第34条の2） 第6章 雑則（第35条－第54条） <p data-bbox="257 1166 371 1198">特記事項</p> <p data-bbox="257 1214 315 1246">附則</p> <ol data-bbox="219 1262 658 1437" style="list-style-type: none"> （2）様式 （3）別紙 （4）業務委託費積算基準（大学用） <p data-bbox="286 1406 853 1437">業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）</p> 	<p data-bbox="1308 204 2016 236">業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p data-bbox="1836 252 2172 284">平成27年3月18日制定</p> <p data-bbox="2078 300 2154 331">（中略）</p> <p data-bbox="1814 347 2172 379">2025年 3月28日改正</p> <p data-bbox="1160 544 1263 576">（目次）</p> <ol data-bbox="1234 592 2063 671" style="list-style-type: none"> 1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型 2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用） <ol data-bbox="1272 687 1451 719" style="list-style-type: none"> （1）約款本文 <ol data-bbox="1310 735 1935 1150" style="list-style-type: none"> 第1章 委託業務の実施（第1条－第9条） 第2章 変更手続（第10条－第11条） 第3章 概算払・確定（第12条－第19条） 第4章 取得財産の管理等（第20条－第22条） 第5章 成果の取扱・知的財産権 <ol data-bbox="1339 975 1935 1102" style="list-style-type: none"> 第1節 定義（第23条） 第2節 成果の取扱（第24条－第27条） 第3節 知的財産権（第28条－第34条） 第6章 雑則（第36条－第54条） <p data-bbox="1310 1166 1424 1198">特記事項</p> <p data-bbox="1310 1214 1368 1246">附則</p> <ol data-bbox="1272 1262 1711 1437" style="list-style-type: none"> （2）様式 （3）別紙 （4）業務委託費積算基準（大学用） <p data-bbox="1339 1406 1906 1437">業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略）</p> <p>2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第19条（略）</p> <p>（取得財産等の管理等）</p> <p>第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査により委託業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認した時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>1の2 前項の規定にかかわらず、取得財産が外国に所在する場合において、委託業務の態様及び実施場所における商慣行その他の事情を考慮し、甲が特段の取扱いを行うことが適当であると認めるときは、甲は、所有権の帰属時期その他前項と異なる条件を別に定めて乙に指示することができ、乙はこの指示に従うものとする。</u></p> <p>第2項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。<u>なお、複数の者が共同で委託先の公募に応募し、当該応募に係る事業について甲が当該複数の者との間で複数の委託契約を締結した場合等においては、乙は、当該複数の者に対して、当該事業を実施する目的に限り取得財産を使用させることができるものとし、この場合、甲の承認を得たもののみならず。</u></p> <p>第5項 ～ 第10項（略）</p> <p>第20条の2 ～ 第28条の4（略）</p>	<p>1. 業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）雛型（略）</p> <p>2. 業務委託契約約款（大学・国立研究開発法人等用）</p> <p>（1）約款本文</p> <p>第1条 ～ 第19条（略）</p> <p>（取得財産等の管理等）</p> <p>第20条 乙が委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第2項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第5項 ～ 第10項（略）</p> <p>第20条の2 ～ 第28条の4（略）</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第29条</p> <p>第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき甲が指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。） <u>の概要</u>につき、甲の指示に従い、甲に提出しなければならない。</p> <p>第3項 ～ 第6項（略）</p> <p>第30条（略）</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第31条</p> <p>第1項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第31条の3、第31条の5、第31条の6、第32条、第32条の2 <u>並びに</u>第33条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第31条の2 ～ 第31条の3（略）</p> <p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第31条の4 <u>削除</u></p>	<p>（ノウハウの指定）</p> <p>第29条</p> <p>第1項（略）</p> <p>2 乙は、前項の規定に基づき甲が指定した技術情報（以下「ノウハウ」という。） につき、甲の指示に従い、<u>様式第9による委託業務成果報告届出書とともに</u>甲に提出 しなければならない。</p> <p>第3項 ～ 第6項（略）</p> <p>第30条（略）</p> <p>（知的財産権の帰属）</p> <p>第31条</p> <p>第1項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、第1項の知的財産権を第三者に移転又は利用許諾する場合は、第3項及び第4項、第31条の3、<u>第31条の4</u>、第31条の5、第31条の6、第32条、 第32条の2、<u>第33条並びに第34条</u>の規定の適用に支障を与えないよう当該第 三者に約させねばならない。</p> <p>第6項（略）</p> <p>第31条の2 ～ 第31条の3（略）</p> <p>（知的財産権の移転等の届出）</p> <p>第31条の4 <u>委託業務に係る知的財産権の移転等に関し、第31条第3項第四号 ただし書の場合は、乙は事前に甲が別に定める知的財産権移転等届出書を甲に提出 するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の届出書の提出に際して、甲が当該知的財産権について再実施権付き通常</u></p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>第31条の5 ～ 第32条の2 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第33条</p> <p>第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（第31条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転<u>又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾を</u>したときは、第31条の3第1項<u>又は第2項</u>に規定する甲の承認書の写し及び移転<u>又は設定</u>の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転<u>又は設定</u>を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>（知的財産権の実施）</p>	<p><u>実施権を要求する場合、乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権を移転する前又は当該知的財産権に専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする前に、甲に対して無償で許諾しなければならない。</u></p> <p><u>3 乙は、前項により再実施権付き通常実施権を許諾した場合には、当該通常実施権の行使に支障を与えないように、当該知的財産権の承継者に約させねばならない。</u></p> <p><u>4 乙が、前3項の定めを違反したことについて、正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権は無償で甲に譲り渡されるものとする。</u></p> <p>第31条の5 ～ 第32条の2 （略）</p> <p>（出願後の状況通知）</p> <p>第33条</p> <p>第1項 ～ 第2項 （略）</p> <p>3 乙は、委託業務に係る知的財産権を移転（第31条の6第1項に規定する持分の放棄によるもの及び次項に規定するものを除く。）したときは、移転の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>4 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を得て移転したときは、第31条の3第1項に規定する甲の承認書の写し及び移転の事実が確認できる書類の写しを添付して甲が別に定める知的財産権移転通知書1通を移転を行った日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</p> <p>（知的財産権の実施）</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p data-bbox="85 212 286 244">第34条 <u>削除</u></p> <p data-bbox="100 646 443 678"><u>（技術流出防止に係る対応）</u></p> <p data-bbox="85 694 1120 821"><u>第34条の2 乙は、委託業務の実施に当たり、甲が公募時等に提示する「NEDO研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を遵守するものとする。</u></p> <p data-bbox="85 837 1120 965"><u>2 乙の責に帰すべき事由により、乙が技術流出防止策の基本方針に違反したときには、甲は乙に対し是正のために必要な指示を行うことができ、乙はその指示に従うものとする。</u></p> <p data-bbox="85 1029 492 1061">第35条 ～ 第39条 （略）</p> <p data-bbox="100 1125 436 1157"><u>（不正行為等に対する措置）</u></p> <p data-bbox="85 1173 201 1204">第40条</p> <p data-bbox="85 1220 436 1252">第1項 ～ 第4項 （略）</p> <p data-bbox="85 1268 1120 1444">5 甲は、前項の検査の結果、<u>不正等の事実が確認できた場合の当該不正等に係る過払金及び確定後過払金（以下「不正等に係る過払金等」という）</u>の返還を乙に求めるときは、当該<u>不正等に係る過払金等</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した</p>	<p data-bbox="1137 212 2181 391"><u>第34条 乙は、委託業務に係る知的財産権を自ら利用したとき及び第三者に知的財産権を利用許諾（次項に規定するものを除く。）したときは、甲が別に定める知的財産権利用届出書を利用又は利用許諾した日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1137 406 2181 582"><u>2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲の承認を受けて専用実施権等の設定又は移転の承諾をしたときは、第31条の3第2項に規定する甲の承認書の写しを添付して甲が別に定める知的財産権利用届出書を設定又は移転の日から60日以内（ただし、外国の場合は90日以内。）に甲に提出するものとする。</u></p> <p data-bbox="1153 646 1254 678"><u>（新設）</u></p> <p data-bbox="1137 1029 1545 1061">第35条 ～ 第39条 （略）</p> <p data-bbox="1153 1125 1489 1157"><u>（不正行為等に対する措置）</u></p> <p data-bbox="1137 1173 1254 1204">第40条</p> <p data-bbox="1137 1220 1489 1252">第1項 ～ 第4項 （略）</p> <p data-bbox="1137 1268 2181 1444">5 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該<u>確定後過払金</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>確定後過払金</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>確定後過払金</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>利息、又は不正等に係る過払金等の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第40条の2 ～ 第42条（略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第43条 第1項 ～ 第7項（略）</p> <p>8 前項の場合、第31条第3項第一号、二号、三号及び四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、第31条の5並びに第33条の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項（略）</p> <p>第44条 ～ 第49条（略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第50条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、甲の負担とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委託期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価、<u>委託業務に係る成果報告会</u>、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査等への回答、<u>資料作成</u>、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p> <p>（存続条項）</p> <p>第51条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第36条、第37条若しくは第3</p>	<p>第40条の2 ～ 第42条（略）</p> <p>（外国法人の特例）</p> <p>第43条 第1項 ～ 第7項（略）</p> <p>8 前項の場合、第31条第3項第一号、二号、三号及び四号、第31条第4項及び第5項、第31条の3、<u>第31条の4</u>、第31条の5、<u>第33条並びに第34条</u>の「知的財産権」とあるのは「知的財産権の持分」と読み替えるものとする。</p> <p>第9項 ～ 第14項（略）</p> <p>第44条 ～ 第49条（略）</p> <p>（協力事項）</p> <p>第50条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。ただし、第三号に要する経費は、甲の負担とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 委託期間終了後又は本契約解除後に実施する終了時評価及び追跡評価<u>等に係る資料の作成</u>、産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査への回答、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会等への出席</p> <p>（存続条項）</p> <p>第51条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第36条、第37条若しくは第3</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>8条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第2条第2項から第4項まで、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第8条、第11条第7項、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条<u>第1の2項</u>から第10項まで、第21条、第24条第3項、第5項、第6項及び第8項、第25条、第26条、第27条第1項、第3項及び第4項、第28条の2、第28条の3、第28条の4、第29条第1項及び第2項、第31条から<u>第31条の3まで、第31条の5から第33条まで、第34条の2から</u>第36条まで、第39条、第40条、第41条から第44条まで、第46条から第48条まで、第48条の2第1項から第6項まで、第49条、<u>第50条第1項第三号並びに第53条の2</u></p> <p>三～四 （略）</p> <p>第52条 ～ 第53条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p> <p><u>第53条の2 乙は、外国において委託業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び甲所有の財産等に係る手続を含む事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p>第54条 （略）</p>	<p>8条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第2条第2項から第4項まで、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第8条、第11条第7項、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条<u>第2項</u>から第10項まで、第21条、第24条第3項、第5項、第6項及び第8項、第25条、第26条、第27条第1項、第3項及び第4項、第28条の2、第28条の3、第28条の4、第29条第1項及び第2項、第31条から第36条まで、第39条、第40条、第41条から第44条まで、第46条から第48条まで、第48条の2第1項から第6項まで、第49条<u>並びに</u>第50条第1項第三号</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第52条 ～ 第53条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第54条 （略）</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p>特記事項</p> <p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p>（<u>乙からの委託</u>契約等に関する契約解除）</p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>乙からの業務の受託事業者等</u>（<u>受託事業者</u>（<u>受託</u>が数次にわたるときは、すべての<u>受託事業者</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>受託事業者</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>受託事業者等</u>との契約を解除し、又は<u>受託事業者等</u>に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>受託事業者等</u>が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>受託事業者等</u>の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>受託事業者等</u>との契約を解除せず、若しくは<u>受託事業者等</u>に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>受託事業者等</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>受託事業者等</u>をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>附 則</u></p>	<p>特記事項</p> <p>第1条 ～ 第4条 （略）</p> <p>（<u>下請負</u>契約等に関する契約解除）</p> <p>第5条 乙は、本契約に関する<u>下請負人等</u>（<u>下請負人</u>（<u>下請</u>が数次にわたるときは、すべての<u>下請負人</u>を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、<u>下請負人</u>又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該<u>下請負人等</u>との契約を解除し、又は<u>下請負人等</u>に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が<u>下請負人等</u>が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは<u>下請負人等</u>の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該<u>下請負人等</u>との契約を解除せず、若しくは<u>下請負人等</u>に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p>第6条 （略）</p> <p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>下請負人等</u>が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>下請負人等</u>をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p>

業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（新）	業務委託契約標準契約書（大学・国立研究開発法人等用）（旧）
<p><u>1. この標準契約書は、2026年4月1日から施行し適用する。</u></p> <p><u>2. 改正後の約款第31条の4の規定は、2015年11月15日以降に締結した契約（変更契約を含む）から適用し、既に終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>3. 改正後の約款第33条第3項及び第4項並びに第34条の規定は、第1項の施行日前に締結した契約（変更契約を含む）にも適用し、既に終了した契約も含むものとする。</u></p> <p><u>4. 改正後の約款第34条の2の規定は、2026年4月1日以降に新たに公募する事業から適用し、これ以前に公募した事業については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>5. 改正後の約款第20条第1の2項、第40条第5項及び第53条の2の規定は、2026年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>6. 約款第31条第3項第四号及び第5項、第31条の3第1項、第31条の6並びに第33条第3項の2023年9月29日改正は、2009年4月1日（平成21年4月1日）以降に締結した契約から適用し、すでに終了した契約も含むものとする。なお、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p>(4) 業務委託費積算基準 (略)</p>	<p><u>(2) 様式 ～ (3) 別紙</u></p> <p>(4) 業務委託費積算基準 (略)</p>